

総合評価落札方式（営繕関係工事）に関する運用ガイドライン 新旧対照表

改正後													改正前														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">入札方式の分類</div> 略													<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">入札方式の分類</div> 略														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共通事項</div> 略													<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共通事項</div> 略														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">簡易評価型総合評価に係る採点基準</div>													<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">簡易評価型総合評価に係る採点基準</div>														
【採点項目と配点】													【採点項目と配点】														
評価項目	入札価格点数	施工能力点数											合計点	評価項目	入札価格点数	施工能力点数											合計点
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	施工体制	資格停止 (減点項目)				会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注額	地域点	施工体制	資格停止 (減点項目)	
工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	CP	D	工事成績					同種工事実績	資格	CP	D	工事成績	同種工事実績	資格	CP	D						
配点	60	15	—	3	5	—	2	<u>1</u>	4	4	4	0	<u>98</u>	配点	60	15	—	3	5	—	2	二	4	4	4	0	<u>97</u>
【各評価項目と評価方法】													【各評価項目と評価方法】														
評価項目	評価方法											配点	評価項目	評価方法											配点		
入札価格点数	略											60点	入札価格点数	略											60点		
会社工事成績	15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) 令和2年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 平成29年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 平成30年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 平成31年1月1日～令和元年12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略											15点	会社工事成績	15× 入札参加者工事成績／最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て) (1)～(8) 略 (9) 各年の平均値の計算期間は暦年(1月1日～12月31日)とする。 例) 平成31年度の総合評価に用いる3年間の工事成績平均点 1年目 平成28年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 2年目 平成29年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 3年目 平成30年1月1日～12月31日までに完成検査が行われた工事 (10) 略											15点		
会社同種工事実績	略											—	会社同種工事実績	略											—		

改正後			改正前		
企業経営	<p>3×(入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) / (同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 (例) <u>令和2</u>年度の場合は、平成<u>30</u>年10月1日から<u>令和元年</u>9月30日までの間を審査基準日とするもの。 (2)～(4) 略</p>	3点	企業経営	<p>3×(入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下総合評定値という。)-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) / (同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の上限値-同一発注工種及び同一格付の入札参加資格者の総合評定値の下限値) (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)対象となる総合評定値 開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。 (例)平成<u>31</u>年度の場合は、平成<u>29</u>年10月1日から平成<u>30</u>年9月30日までの間を審査基準日とするもの。 (2)～(4) 略</p>	3点
配置技術者工事成績	<p>5×その者の配置技術者工事成績/有効な入札のうち最高の 配置技術者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)入札参加者が提出した過去<u>7</u>年間の県、境港管理組合又は国発注工事(国立大学法人を含む。)における配置技術者の工事成績とする。ただし、配置技術者の工事成績は元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、現場代理人としての工事成績は、下記の要件を全て満たす場合に限り認める。 ①～② 略 (2)～(4) 略 (5)対象工事と同一の発注工種のものとする。<u>(なお、別表第1の第1欄に掲げる発注工種とそれに対応する第2欄から第4欄に掲げる発注工種は同一の発注工種とみなす。)</u> (6)<u>完成検査の日が調達公告の日の7年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。</u> (7) 略</p>	5点	配置技術者工事成績	<p>5×その者の配置技術者工事成績/有効な入札のうち最高の 配置技術者工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)入札参加者が提出した過去<u>5</u>年間(発注工種が建築一般については過去<u>7</u>年間)の県、境港管理組合又は国発注工事(国立大学法人を含む。)における配置技術者の工事成績とする。ただし、配置技術者の工事成績は元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、現場代理人としての工事成績は、下記の要件を全て満たす場合に限り認める。 ①～② 略 (2)～(4) 略 (5)対象工事と同一の発注工種のものとする。 (6)配置技術者工事成績の対象期間は、発注工種に応じ以下の期間とする。 ①建築一般 完成検査の日が調達公告の日の7年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。 ②上記以外 完成検査の日が調達公告の日の5年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。 (7) 略</p>	5点
配置技術者同種工事実績	略	—	配置技術者同種工事実績	略	—

改正後			改正前																				
配置技術者資格	略	2点	配置技術者資格	略	2点																		
CPD	<p><u>配置技術者が建築CPD運営会議等の継続教育学習制度（CPD）において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。</u></p> <p>(1)対象工事 建築一般、電気工事、管工事  (2)学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日前3か月以内の日とし、学習履歴証明書(証明日前3年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。  (3)下記のいずれかに該当した場合1点を加点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度（CPD）</th> <th>運営者</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築CPD情報提供制度</td> <td>建築CPD運営会議</td> <td>5単位/3年</td> </tr> <tr> <td>建築士会CPD制度</td> <td>(公社)日本建築士会連合会</td> <td>5単位/3年</td> </tr> <tr> <td>継続職能研修（CPD）</td> <td>(公社)日本建築家協会</td> <td>5単位/3年</td> </tr> <tr> <td>建築設備士協議会CPD</td> <td>建築設備士関係団体 CPD協議会</td> <td>5単位/3年</td> </tr> <tr> <td>建築・設備施工管理CPD制度</td> <td>(一財)建設業振興基金</td> <td>5単位/3年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。  ※ 予定価格が3,500万円未満（建築一般については7,000万円未満）の場合は評価対象としない。</p>	継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準	建築CPD情報提供制度	建築CPD運営会議	5単位/3年	建築士会CPD制度	(公社)日本建築士会連合会	5単位/3年	継続職能研修（CPD）	(公社)日本建築家協会	5単位/3年	建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体 CPD協議会	5単位/3年	建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	5単位/3年	—	CPD	評価対象外	—
継続教育学習制度（CPD）	運営者	評価基準																					
建築CPD情報提供制度	建築CPD運営会議	5単位/3年																					
建築士会CPD制度	(公社)日本建築士会連合会	5単位/3年																					
継続職能研修（CPD）	(公社)日本建築家協会	5単位/3年																					
建築設備士協議会CPD	建築設備士関係団体 CPD協議会	5単位/3年																					
建築・設備施工管理CPD制度	(一財)建設業振興基金	5単位/3年																					
受注額	<p>4×(1-県工事受注額/県工事平均受注額または「生産指標額×k1」)</p> <p>(マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。)</p> <p>(1) 略  (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているものは調達公告で指定する年割額)の合計額とする。  ①～③ 略  ④一定規模以上の大規模災害等について、総務部長が必要と認めた場合、指定した災害の災害復旧工事は受注額の対象外とする。  ⑤受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他総務部長が必要と認めた場合は、必要と認めた額を受注額の対象外とする。  ⑥受注額の下限値は、マイナス30点とする。  ⑦基準日は開札日の前日の数値とする。(但し、開札日が3月22日(3月22日が県</p>	4点	受注額	<p>4×(1-県工事受注額/県工事平均受注額または「生産指標額×k1」)</p> <p>(マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。)</p> <p>(1) 略  (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているものは調達公告で指定する年割額)の合計額とする。  ①～③ 略  ④受注者の責めに帰すことができない理由により契約解除が行われた場合、その他総務部長が必要と認めた場合は、必要と認めた額を受注額の対象外とする。  ⑤受注額の下限値は、マイナス30点とする。  ⑥基準日は開札日の前日の数値とする。</p>	4点																		

改正後		
	<p><u>の休日に当たる時は直後の県の休日の翌日（以下「切替日」という。）の場合、開札日の前日の数値はゼロとする。なお、切替日より前に落札決定された同一の発注工種の工事で切替日以降に年割額が設定されていたものは、調達公告で指定されていた該当年度の年割額を県工事受注額（分子）に計上する。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工種別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。</p> <p>(例) <u>令和2</u>年度の入札に使用する県工事の過去3年間</p> <p>1年目 平成<u>28</u>年度に受注した金額</p> <p>2年目 平成<u>29</u>年度に受注した金額</p> <p>3年目 平成<u>30</u>年度に受注した金額</p> <p>①債務負担行為及び継続費等の年割額設定工事は、当該年度の支払予定額とする。</p> <p>②契約解除等により県工事受注額(分子)の対象外とした県工事受注額は除く。</p> <p>③緊急応急対応も県工事平均受注額(分母)に含める。</p> <p>④受注額は税込み額とする。</p> <p>(5)～(6) 略</p>	
地域点	略	4点
施工体制	略	4点
資格停止 (減点項目)	略	0点
合計		<u>98</u> 点 (90点)

地域密着型総合評価に係る採点基準  
略

改正前		
	<p>(3) 略</p> <p>(4) 県工事平均受注額(分母)を選択する場合は、過去3年間の工種別県工事年間受注額(落札金額)の平均値とする。</p> <p>(例) 平成<u>31</u>年度の入札に使用する県工事の過去3年間</p> <p>1年目 平成<u>27</u>年度に受注した金額</p> <p>2年目 平成<u>28</u>年度に受注した金額</p> <p>3年目 平成<u>29</u>年度に受注した金額</p> <p>①債務負担行為及び継続費等の年割額設定工事は、当該年度の支払予定額とする。</p> <p>②契約解除等により県工事受注額(分子)の対象外とした県工事受注額は除く。</p> <p>③緊急応急対応も県工事平均受注額(分母)に含める。</p> <p>④受注額は税込み額とする。</p> <p>(5)～(6) 略</p>	
地域点	略	4点
施工体制	略	4点
資格停止 (減点項目)	略	0点
合計		<u>97</u> 点 (90点)

地域密着型総合評価に係る採点基準  
略

改正後

改正前

様式第2号

配置技術者工事成績調書

様式第2号

配置技術者工事成績調書

入札参加希望者の名称

入札参加希望者の名称

配置技術者の氏名			
同一工種 の工事概 要	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	受注形態		
	工期		
	従事役職		
	技術者の資格	資格名称 ( ) <u>昭和・平成・令和</u> 年 月 日交付 交付番号 ( ) <small>*従事役職が現場代理人の場合のみ、従事当時の資格(別表2)を記載すること。</small>	資格名称 ( ) <u>昭和・平成・令和</u> 年 月 日交付 交付番号 ( ) <small>*従事役職が現場代理人の場合のみ、従事当時の資格(別表2)を記載すること。</small>
	従事期間		
	工事成績		

配置技術者の氏名			
同一工種 の工事概 要	工事名		
	発注機関名		
	発注工種		
	受注形態		
	工期		
	従事役職		
	技術者の資格	資格名称 ( ) <u>昭和・平成</u> 年 月 日交付 交付番号 ( ) <small>*従事役職が現場代理人の場合のみ、従事当時の資格(別表2)を記載すること。</small>	資格名称 ( ) <u>昭和・平成</u> 年 月 日交付 交付番号 ( ) * <small>従事役職が現場代理人の場合のみ、従事当時の資格(別表2)を記載すること。</small>
	従事期間		
	工事成績		

- 備考1 従事役職は、当該建設工事で従事した主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの役職を記入すること。
- 2 工事完成結果通知書の写し及び工事カルテ又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。
- 3 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を( )内に%で記入すること。
- 4 技術者の資格は、従事した役職が現場代理人の場合にのみ、従事当時の資格(別表2)を記載すること。

- 備考1 従事役職は、当該建設工事で従事した主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの役職を記入すること。
- 2 工事完成結果通知書の写し及び工事カルテ又は技術者等の選任通知書の写し等を添付すること。
- 3 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を( )内に%で記入すること。
- 4 技術者の資格は、従事した役職が現場代理人の場合にのみ、従事当時の資格(別表2)を記載すること。

改正後	改正前